

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によって公告する。

平成22年5月6日

広島県教育委員会教育長 榎田好一

教決第2号

1 調達件名

広島県立学校グループウェアシステム機器等リース

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室

(2) 所在地

広島市中区基町9番42号

3 契約の相手方を決定した日

平成22年4月15日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 富士通株式会社中国支社

広島市南区段原南一丁目3番53号

(2) 富士通リース株式会社中国支店

広島市南区段原南一丁目3番53号

5 契約金額

866,796円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む月額賃借料）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第10条第1項第1号該当